

いじめ防止対策推進法施行後の状況に関する調査の結果について

1. いじめの問題に関する「対応」に関する課題

【都道府県・指定都市の課題】

○教員の資質向上

- ・全ての教職員が日頃からいじめの未然防止・早期発見・早期対応についてより高い意識をもつよう、校長会や生徒指導担当者会議等で継続して指導を行う必要がある。
- ・いじめ発生予防の観点から、教員研修会の内容充実が求められる。
- ・いじめの問題に対して高い意識を持ち続けていくことが重要であり、そのための啓発・研修を継続的に取り組んでいくことが必要である。

○いじめ問題への対応及び周知に向けた工夫改善について

- ・いじめの認知に対する学校や教育委員会や、地域や家庭への理解と対応及び周知が必要である。
- ・県民総ぐるみでいじめの問題を克服していくためには、県民に対する啓発活動や県独自の規定を加えた条例を制定する必要がある。
- ・学校と保護者の間にいじめについて認識の相違がある際の早期解決に向けた支援体制の整備が必要である。
- ・いじめのアンケートの工夫・見直し、学校いじめ防止基本方針等のPDCAによる検証、見直しの徹底が求められる。
- ・児童生徒が相談をしやすい多様な体制づくりが求められる。

○特別な支援を必要とする生徒への対応

- ・加害生徒や被害生徒が特別な支援を必要とする生徒の場合の対応について、専門的知見を踏まえた指導方法等の周知が必要である。

○関係機関との連携及び学校等への支援

- ・学校と警察や福祉・医療等の関係機関との連携を具体的に進めていくための方策を検討するなど、より効果的な連携ができるような適切な事例を挙げるなどにより学校を支援する必要がある。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の支援を強化し、学校の組織体制の充実や教員の資質向上を一層図っていくため、配置・派遣を更に拡充していく必要がある。
- ・学校や市町村教育委員会、地域社会との連携の在り方を検討する必要がある。
- ・未然防止・早期発見のための小中間の情報交換が不十分なケースがある。

○いじめの問題に対する児童生徒の意識を高めるための取組

- ・児童生徒が主体となるいじめの防止等の取組を一層推進していく。
- ・「いじめはどんな理由があっても許されない」という割合が、学校種が上がるにつれて低下しており、道徳教育の充実などによる、児童生徒に対するいじめ根絶に向けた意識の醸成が課題である。
- ・家庭・地域と連携した「児童生徒によるいじめ防止活動」を充実させることが必要である。

○予算措置

- ・学校ネットパトロールや、いじめ防止等のための研修会講師の予算を十分に確保することができなかった。
- ・対策に取り組むための予算の確保が求められる。

○情報モラル教育の充実

- ・スマートフォンやインターネットの普及などにより、いじめの態様が年々変容し見えにくくなっていることか

ら、情報モラルや情報リテラシーに関する教育の充実や、家庭と連携して携帯電話やスマートフォンの利用に関する啓発を進めていく必要がある。

○私立学校への対応

- ・私立学校への情報提供、私立学校間及び私立と公立学校間の情報交換の場の設定が必要である。
- ・いじめ防止対策推進法、同基本方針の周知徹底をする必要がある。
- ・私学関係課では、いじめ問題に対するケース対応へのノウハウがほとんどなく、現場経験のある教員の配置もないことから、県教育委員会の技術的支援に依拠せざるを得ない。

○取組の充実にむけて

- ・人間関係をうまく築けない児童生徒が増加しており、コミュニケーション能力等を身に付けさせる必要がある。
- ・有識者とも連携した理論的視座及び指導プログラムの構築が必要である。

【域内市町村の課題】

○いじめの問題に関する資質向上

- ・いじめの問題に対する学校間、教師間の意識・体制の温度差などがある。
- ・教員の質の向上に向けた研修が必要である。
- ・情報モラル教育の推進やSNS等におけるいじめなど、学校では発見しにくい事案の増加への対応が求められる。

○学校、地域等との連携強化

- ・学校と教育委員会との連携強化、市町内の関係部局や各種関係団体との連携体制の構築、整備が課題である。
- ・小中連携や家庭、地域との連携によるいじめ防止の理解と取組を促進する必要がある。
- ・SNS等を含め、正しい知識等の保護者等への啓発活動を外部機関と連携し、積極的に行う必要がある。

○特別な支援を必要とする生徒への対応

- ・発達障害が背景にあるいじめの事案に対する対応の在り方を考えなければならない。
- ・発達障害児等への支援体制の充実させる必要がある。

○早期発見の工夫改善

- ・教師の観察、アンケート調査、教育相談、Q-Uテスト等による早期発見と早期対応を徹底するよう指導を継続することや、アンケートの実施方法、時期等について工夫することが求められる。
- ・早期の認知と対応を可能にする情報共有システムの構築する必要がある。

○生徒の意識を高めるための取組

- ・いじめの早期発見・早期対応については意識も高まってきたが、今後、未然防止に当たり、児童生徒の意識を行動に結びつけていく取組（児童生徒会によるいじめサミットなど）が必要である。
- ・児童生徒の豊かな感性や自己有用感、コミュニケーション能力を育む取組に課題がある。

○人員配置や財政措置等

- ・スクールカウンセラー等の外部専門家配置や研修会実施のための支援（予算措置など）が不足している。
- ・いじめの総合的な対策に必要な財政措置と人的配置が求められる。
- ・教職員が児童生徒に向き合うことのできる時間の確保や、多忙感を解消するための人員配置等の見直しを行う必要がある。

○相談体制の整備

- ・各学校における相談しやすい体制作りの支援と学校からのいじめ対応に係る相談件数の増加とその対応に苦慮している。
- ・市民からの相談も受け付けられる体制作りが求められる。
- ・学校を介さず直接教委に相談・苦情を持ちかける保護者が増え、対応に苦慮している。
- ・被害者側が訴訟等による解決を望む傾向が増え、対応に苦慮している。

○いじめ法の理解と活用

- ・関係機関等と連携しながら、いじめ防止基本方針の理念と取組について、児童生徒や保護者、地域の方々に正しく理解してもらうことが必要である。
- ・早期対応については、出席停止措置の運用や適用に苦慮している。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の活用と評価及び学校支援を行う必要がある。

○連携体制の充実

- ・学校間の交流を促進すべきである。
- ・地域と連携した体験活動の充実が必要である。
- ・教育委員会と首長部局の連携強化が求められる。
- ・触法の可能性がある事案については警察との連携も求められるが、捜査に関わる情報は把握が難しくなる。

【学校の課題】

○いじめ問題に関する認知や対応力を高めるための取組

- ・SNS等インターネットでのいじめを含むいじめの認知の向上、解消の判断及びその後の対応が課題である。
- ・若手教員等では、いじめ問題の初期対応において不慣れな面があり、対応力の向上が必要である。
- ・外部機関、地域や保護者を巻き込んだいじめに関する取組、連携や研修などの実施が求められる。

○学校における体制整備の充実

- ・未然防止や早期発見の取組、初期対応を一層充実させるための体制整備や研修の在り方を考えなければならない。
- ・担任の事務仕事の軽減や人員配置等により、生徒との時間を増やすことが難しい。
- ・生徒指導困難を抱えたことのない学校では、組織的体制の土壌が培われていない。

○情報共有、連携に関すること

- ・小中連携の促進を図る必要がある。
- ・情報の適切、迅速な教員間での共有に課題がある。
- ・広域通信制の高等学校は、その特性により学校外で起こる事象については把握が難しく、保護者を含め、警察や地域等との連携の在り方が課題である。

○保護者対応

- ・いじめ被害者や保護者が、報復を恐れて指導を入れないようにという申出があることがある。
- ・加害生徒や保護者から過剰なまでの謝罪要求がなされる場合がある。
- ・保護者対応の不手際、いじめに対する保護者の認識の差などから起きるいじめ問題の長期化、深刻化が課題である。

○いじめの早期発見にむけた工夫改善

- ・定期的ないじめアンケートの実施について、調査内容や方法、分析・検証を行っていかなければならない。
- ・学校いじめ防止基本方針については、実態に即したものとなるよう見直しを図る必要がある。

- ・児童生徒が相談できる窓口や機会の提供を充実させる必要がある。

○いじめの問題に対する生徒の意識を高めるための取組

- ・児童会・生徒会活動を通じた集団づくりを促進する必要がある。
- ・生徒自身の主体性を養うことや、規範意識や社会性の育成、自尊感情や自己有用感が高まる場の設定、人間関係づくり（生徒と教師間の信頼関係構築）が重要であるとする。
- ・児童生徒のいじめに対する理解が不十分なため、児童生徒に具体的ないじめの態様について理解を深めさせる指導が必要である。

○関係機関や外部専門家との連携

- ・外部専門家をもっと活用する必要がある。
- ・SC等外部専門家との連携が行われていない私立学校もある。
- ・警察への相談や通報のタイミングなどの判断が難しい。

○特別な支援を必要とする生徒への対応

- ・特別支援学校においては、個々の児童生徒の障害の状況により、コミュニケーション能力に差があるため、何かあった際に、周囲に対し、正確に事実を伝えることができるかが課題である。
- ・知的障害や肢体不自由などの重度の障害がある場合、障害による他害行為などといじめとの判断が困難である。

2. 教育委員会及び学校に設置された「組織」について

(1) 組織設置に関する改善点

【都道府県・指定都市において改善された点】

○重大事態の対応

- ・重大事態等のいじめの事案に関する調査を的確かつ速やかに実施する体制が整った。

○外部機関・委員との連携

- ・外部の機関及び団体と連携し、より専門的・中立的な見地から多面的に対策を検討・実施できるようになった。
- ・外部委員からの意見や提言を、県の取組・施策に反映できるようにしている。

○社会全体で取り組む意識の向上

- ・いじめ防止等の取組について、より積極的に県民への情報発信を行うことができた。
- ・いじめの問題について、社会全体で対応すべき問題であるとの認識が強まった。

【域内市町村において改善された点】

○組織の機動性・実効性の向上

- ・学校や教育委員会の役割が明確化し、体制が適正化された。
- ・平時から準備を進めたことで、組織の機動性が向上した。
- ・学校に対する実践的な通知や支援が可能になった。

○関係機関との連携

- ・外部委員や各関係機関と連携した取組が進むなど、いじめ問題に関する幅広い意見交換や情報共有が可能となった。
- ・専門的見地から対応することが可能となり、学校への支援体制が充実した。

○幅広い情報発信

- ・社会全体で意識を高めることができた。
- ・保護者を含めた地域や関係機関からの協力が得やすくなった。

【学校において改善された点】

○教職員の意識向上

- ・教職員全体がいじめ問題や法への理解を深めたことで、学校としての体制が整い、的確な対応が可能になった。
- ・教職員間の情報、認識の共有が図られた。

○生徒指導体制の整備

- ・複数の校務分掌の担当者を組織の構成員とすることで、多面的な見とりが可能となるとともに、指導の幅が広がった。
- ・取組状況の把握が進み、PDCA サイクルに基づく検証も行うようになった。
- ・いじめ防止等のための年間計画を立て、定例会を開催するようになった。
- ・外部人材を活用した組織により、取組の実効性が向上した。

○関係機関との連携の強化

- ・教育委員会との連携が密になった。
- ・地域や保護者にいじめ問題について周知しやすくなったことで、情報窓口が広がり、早期発見のための機会が広がった。

(2) 組織の人材について

【都道府県・指定都市】

ア 人材として配置されているのは次のとおり。(51 事例中)

- 弁護士 (49), 医療関係 (44), 学識経験者 (43), 臨床心理士 (39), PTA 関係者 (17), 社会福祉士 (16), 警察関係者 (13) …

イ 組合せ (51 事例中)

- 弁護士+医療関係+学識経験者+臨床心理士+社会福祉士 (5)
- 弁護士+医療関係+学識経験者+臨床心理士+PTA 関係者 (4)
- 弁護士+医療関係+学識経験者+心理・福祉の専門家 (3)
- 弁護士+医療関係+学識経験者+臨床心理士+警察関係者 (3)
- 弁護士+医療関係+学識経験者+臨床心理士+社会福祉士+PTA 関係者 (2)
- 弁護士+医療関係+学識経験者 (2)

【域内市町村】

ア 人材として配置されているのは次のとおり。(104 事例中)

- 弁護士 (68), 警察関係者 (59), 学識経験者 (54), 医療関係者 (53), 臨床心理士 (47), 人権擁護委員 (38), 児童相談所員 (36) …

イ 組合せ (104 事例中)

- 弁護士+医療関係+学識経験者+臨床心理士 (4)
- 弁護士+医療関係+学識経験者+臨床心理士+社会福祉士 (3)
- 弁護士+医療関係+学識経験者+警察関係者+臨床心理士+社会福祉士 (3)
- 弁護士+医療関係+学識経験者+心理・福祉の専門家 (2)
- 弁護士+学識経験者+臨床心理士 (2)
- 警察関係者+人権擁護委員+児童相談所員+PTA 関係 (2)
- 弁護士+医療関係+臨床心理士 (2)

【学校】

ア 人材として配置されているのは次のとおり。(179 事例中)

- OSC (136), PTA 関係者 (83), 学校評議員 (57), 民生児童委員 (54)
SSW (スクールソーシャルワーカー) (53), 警察関係者 (47), 医療関係 (24), 臨床心理士 (17) …

イ 組合せ (179 事例中)

- OSC のみ (19)
- OSC+SSW (13)
- OSC+PTA+学校評議員 (9)
- OSC+SSW+PTA+学校評議員 (7)
- OSC+PTA+民生児童委員 (5)
- OSC+SSW+PTA (4)
- OSC+PTA, SC+SSW+学校評議員 (3)

(3) 組織の設置に当たっての課題

【都道府県・指定都市の課題】

○関係機関や関係職能団体等との緊密な連携及び情報収集

- ・教育委員会と首長部局での連携強化が課題である。
- ・特に重大事態について共通認識を持つ必要がある。

○委員の人選や確保、予算確保に苦慮

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を図るため予算要望等しているが、困難な状況がある。
- ・児童生徒指導に関わる会議の委員を複数兼ねている委員が多いため、協議会開催のための日程調整などの配慮が大変である。
- ・公平・中立性が担保できる人材選定はかなりの労力を要する。

【域内市町村の課題】

○外部人材の選定及び確保

- ・委員との日程調整が困難である。
- ・予算の確保に苦慮している。
- ・守秘義務や事案により裁判等の証人になる可能性もあり、構成員の選定が非常に難しい。

○関係機関や関係職能団体等との連携

- ・運営に際しての迅速な情報共有を要する。

○首長部局との関係

- ・首長部局との従来以上の緊密な連携・調整が求められる。
- ・条例設置に向けた調整や議会上程など負担が大きい。

【学校の課題】

○外部人材の選定及び確保

- ・専門性・第三者性を兼ね備えた人材の確保に苦慮している。
- ・予算措置がなく、任用が難しい。
- ・個人情報の取扱いに際して懸念がある。

- ・日程調整の困難さから、臨時・早急な会議の開催が難しくなるおそれがある。

○小規模校ゆえの問題

- ・女子教員が少なく女子生徒の指導に支障がある。
- ・教員のほぼ全員が委員会に属することになり、負担が大きくなる。

○校内人材・分掌の整理

- ・教員の指導力の差があり、対応可能な教員が少ない。
- ・既存の組織との整理・調整や、外部人材の専門家との連携や役割分担など、校務分掌上の負担など運用面の課題を明確にし、改善を図る必要がある。

(4) 組織の運用に当たっての課題

【都道府県・指定都市の課題】

○会議の開催に係る調整

- ・実効性のある会議とするため、議題設定が重要となる。
- ・外部専門家について、いじめの調査は専門外であるため、事務局が学校との調整役を務める必要がある。

○重大事態の調査に関して

- ・調査組織の予算・人材運用に苦慮している。
- ・外部専門家に対していじめの重大事態について知識を補充する必要がある。

【域内市町村の課題】

○外部人材の活用について

- ・財政的な制約が大きい。
- ・個人情報の管理や提供についての判断が難しい。

○会議の開催について

- ・開催時期や実施回数の妥当性の判断に苦慮している。
- ・実効性をもたせるための協議内容や調査方法に苦慮している。

【学校の課題】

○外部人材の活用について

- ・財源の確保に苦慮している。
- ・地域によっては外部人材の候補がおらず、任用できない不安がある。
- ・有用性について、事例の積み重ねが十分でない。
- ・児童生徒のプライバシーの保護など個人情報の扱いが難しい。

○校内の体制整備

- ・教員のいじめに関する認識の差や個々の生徒指導力の差が大きい。
- ・外部委員との連絡調整を行う時間がとれない。
- ・特にインターネット上でのトラブルについての共通認識が持たれていない。

3. 人材の確保及び資質の向上に関する取組

【都道府県・指定都市の取組と課題】

<取組>

○資質向上のための研修会の実施

- ・ 初任者研修や10年研修、生徒指導主事等を対象とした研修会（伝達講習を含む）を実施している。
- ・ 県私学協会と連携し研修会を開催している。
- ・ 教員向け資料の作成配付している。
- ・ スクールカウンセラーやSSWに対する研修会等を実施している。
- ・ スクールカウンセラー等による相談業務のスキルアップ研修を実施している。

○啓発フォーラム等の実施

- ・ 生徒主体のいじめ撲滅への主体的な取組を推進し、各学校にいじめゼロ取組月間を設け、教員が創意工夫していじめの未然防止に取り組んでいる。
- ・ 「いじめ防止根絶フォーラム」の開催による、教員及び一般県民への啓発を図った。

○関係機関との体制整備など

- ・ 県いじめ問題対策連絡協議会等のネットワークを活用し、市町村教育委員会の外部人材の確保について情報提供を行ったり、県教育委員会が窓口となり関係機関等に連絡をしたりしている。
- ・ スクールカウンセラーの資質向上のため、臨床心理士の割合を高めるようにしたり、スクールカウンセラーやSSWの増員を図ったりするなど、安心して相談できる体制の充実に努めている。
- ・ 警察OB等関係機関等と連携し、研修会を実施するなど学校の要請に基づき相談、派遣する体制を構築している。

<課題>

○資質向上のための研修会の実施

- ・ ネット関係の研修を含むいじめ問題への研修の充実・啓発が課題である。
- ・ スクールソーシャルワーカー等外部人材の確保、資質の向上、勤務条件の改善が求められる。
- ・ 学校の取組に温度差があり、全校での徹底に課題がある。生徒指導の指導者的な教員の養成が急務である。
- ・ 管理職を対象としたマネジメント研修等や若い生徒指導担当者が増えていることから、ベテラン教師からの指導法や様々な対応のノウハウの伝達が課題である。
- ・ 研修成果が、学校での伝達がなかなかうまく行われておらず、学校におけるいじめ対応の徹底がなされていない。

○いじめに対する認識の向上

- ・ 全ての小中学校で外部人材を位置付けた組織が設置されているが、設置した組織が機能するよう組織の構成や具体的なケースへの対応について情報交換を行うよう指導する必要がある。
- ・ いじめに対する教員と外部人材の認識、理解、連携にズレが生じる場合がある。
- ・ 教職員等のいじめ問題に対する危機意識の希薄化を防止し、いじめを「許さない、見逃さない」という意識と、いじめは「一人ではなく組織で対応する」という意識を維持させる必要がある。
- ・ 道徳や人権学習の取組を工夫して、いじめの未然防止につなげていかなければならない。

○私立学校に対すること

- ・ 私立学校の場合は独自性もあり、公立ほど踏み込んだ指導助言が困難である。
- ・ 教育委員会主催の研修会などへの私立学校の参加を促進することが難しい。
- ・ 私立学校の外部人材確保に対する支援が課題である。

○校内外の体制整備に関すること

- ・ 必要な支援を行うことや、外部人材を拡充するための予算確保と適正配置が課題である。

- ・学校における教育相談コーディネーターの育成等，教育相談体制の整備が急務である。
- ・近年の保護者対応の難しさ等から，学校の対応等についての法的側面からの相談が急増しており，そのための人材の確保が急務となっている。
- ・研修会等に参加しやすくするための，学校体制づくりと教職員の時間確保が必要である。

【域内市町村】

<取組>

○資質向上のための研修会の実施

- ・生徒指導担当者等を対象としたいじめ対策の研修会の実施や校長会・教頭会での周知を行っている。
- ・スクールカウンセラーを活用して職員研修会を開催するなど，学校訪問し意識の醸成を図った。

○いじめの防止等に向けての啓発活動の実施

- ・人権擁護委員，保健師，学校サポートチームの派遣，臨床心理士等が巡回。相談するなど各校へいじめ防止に向けての啓発活動を行っている。
- ・市単独のいじめ防止等対策事業や中学生によるサミットを開催した。
- ・SNSトラブル未然防止の意識向上の観点から，携帯電話等の利用に関するきまりを生徒会やPTA連絡協議会が中心となって作成し，各家庭に協力を呼びかける取組を行っている。
- ・実践事例集や指導資料，いじめ問題啓発リーフレットを作成，配布している。
- ・市町村の「いじめ防止基本方針」をHP等で発信し，地域，保護者への周知を図るとともに，理解と協力を得るよう努めている。

○体制整備の構築

- ・PTA役員や学校評議員等の地域人材を加えている学校が増えてきた。
- ・日常的な関係機関との連携体制の構築や教育相談体制の見直しと改善を図っている。
- ・外部人材の確保について，いじめ問題相談員を各校に配置している。また，いじめ問題にも対応できるよう市の適応指導教室にスクールカウンセラーを配置している。
- ・いじめ対策担当教員や支援員等を雇用し各学校に配置したり，いじめ対策の推進事業として推進校を指定し，いじめ対応教員を指名したりしている。
- ・具体的な事案対応が研修の機会となると位置づけ，学校には組織的な対応と情報共有を徹底するよう指導した。

○実態の把握

- ・小5～中2におけるQ-Uテストを年2回実施し分析している。

<課題>

○資質向上のための研修会の実施

- ・若手教員のスキルアップとリーダー的な存在となる教員の育成が必要である。
- ・学校の組織対応力の向上や教職員全体の資質向上を図るための研修の充実と研修効果の検証が課題である。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに関して，教職員及び保護者等のSNS等への理解が不十分のため，研修の必要がある。
- ・ネットトラブルを含むいじめ防止への取組に関する異校種間の連携，情報交換が不足している。
- ・未然防止への具体的な取組について，学校間格差が大きい。

○個人情報の管理

- ・児童生徒の個人情報管理と守秘義務の徹底する必要がある。

○体制整備の構築

- ・外部人材の確保や活用，教員研修会を開催するための財源確保が課題である。
- ・他部局と教育委員会とが連携した支援体制づくりが求められる。
- ・校外等医療，福祉分野との連携が不足している。
- ・精神科医等心理に関する資格をもつ人や司法関係者の人材確保が難しい。
- ・「いじめ」認知のため，子供と向き合う時間の確保が求められる。
- ・学校と連携した，地域を巻き込んだいじめ防止，人権教育の取組の充実を図ることが必要である。

【学校の取組と課題】

<取組>

○資質向上のための研修会の実施

- ・校内研修等の実施や全職員で情報共有する機会を捉え，教員の資質向上につながった。
- ・スクールカウンセラーやスーパーバイザー等による事例研修会を行っている。
- ・資質向上のために，インクルーシブ教育システムの構築に関する研修を行い，児童理解を深めた。
- ・保護者に対しても「いじめ」のサインの観察ポイント理解や家庭，学校，教員との効果的な連携を高める研修等を行っている。

○体制整備の構築

- ・地域で生徒を育てる体制の確立（地域連携）に努めている。
- ・外部人材の確保のための工夫が求められる。
- ・民生委員等による校外いじめ相談窓口を開設した。
- ・関係機関，スクールカウンセラー等の専門家，PTA，地域との連携を密にし，地域のスクールサポーターや子供の会の役員にも協力を依頼するなど，コミュニケーションを取ることで，情報を収集している。
- ・市町の福祉部門との連携や，関係機関等（警察や福祉部門）との連携を図っている。
- ・小中一貫教育を意識した取組を行っている。

○啓発活動（授業改善）の推進

- ・いじめ撲滅に向けて生徒会主体の活動を共通理解し支援したり，授業で学び合いの場面を意図的に取り入れたり，道徳教育を推進したりした。
- ・いじめに関するリーフレットや生徒指導部報を配布したり，全学校で「学校いじめ防止基本方針」を公開するなど，保護者等に情報提供をし，啓発を図っている。
- ・いじめ，自己肯定感のアンケートと，コミュニケーションスキル向上の取組を関連させ，少人数グループで実際のコミュニケーションスキルトレーニングを実施している。
- ・生徒指導の視点に立った授業づくりに取り組んでいる。

<課題>

○研修実施に関すること

- ・いじめの防止等に関する研修の時間の確保及び内容の充実が求められる。
- ・研修機会の保障，研修成果の還元，実践しやすい環境づくりが課題である。
- ・発達課題を抱える児童生徒への対応や多様な価値観を持つ保護者への対応等について研修を重ねることが必要である。
- ・教育心理検査や教職員が外部で研修する費用の確保が困難である。
- ・業務多忙や小規模校等の背景，事情等から研修会への参加人員及び時間の確保が困難である。
- ・いじめ問題に対して，専門的知見を有した外部人材についての情報が少なく，校内研修を実施するに当たっても講師の確保に困っている。

- ・ SNS 等の利用に関する教員の対応力の向上と情報モラル教育の充実が課題である。
- ・ 生徒指導主事や生徒指導担当者以外の教職員の人材育成や経験の少ない教員に対する指導と研修の機会を提供することが求められる。
- ・ いじめの早期発見のため、児童生徒アンケートの質問項目を工夫や、アセスメントツールによる実態調査を基にした具体的方策についての研修が必要である。

○外部人材活用に関すること

- ・ スクールカウンセラー等の勤務日（時間）が限られており迅速な対応ができないなど、いじめの防止のための外部人材としての活用の妨げになっている。
- ・ 外部人材の確保と活用、予算措置が課題である。
- ・ 外部や地域の人材を活用する場合、個人情報の漏えいについて細心の注意が必要である。

○体制整備に関すること

- ・ 日頃からの何げない情報交換ができる教職員関係づくりや校種間連携による情報共有の場を設けるなど、連携体制の整備が必要である。
- ・ 保護者、地域、関係機関等と連携しいじめ防止の取組の充実を図ることが必要である。
- ・ 委員会の定期的な開催が課題である。事例や対応策等を協議、整理し、関係者との連携を密にし、早期解決できるような仕組みの構築が必要である。
- ・ 地域の実情を知っている教育に関する専門家等のネットワークづくりが課題である。
- ・ いじめ問題の対策に専念できる教員の配置が求められる。

○その他

- ・ 児童生徒に対して、具体的ないじめの態様についての理解を深める資料や情報等を用いて指導することが求められる。
- ・ 自己有用感が得られる授業づくりが大切である。

4. 重大事態について

(1) 重大事態への対応において改善された点

【都道府県・指定都市において改善された点】

○体制の整備、関係機関との連携強化

- ・ 重大事態が発生した場合の教育委員会としての対応が明確になり、直ちに第三者による公平・中立的な立場からの調査ができる体制が整った。
- ・ 組織的に取り組むことの重要性について意識が高まり、首長部局や関係機関との連携が強化され、予算措置等の支援体制が整った。
- ・ 重大事態の対応マニュアル、調査の報告書様式等を策定し、学校で起きた重大事態及び重大事態になる可能性のある事案を教育委員会に確実かつ迅速に報告できるようにした。
- ・ 対応に苦慮するケースなどに対する、市町村教育委員会や学校への指導、助言の精度が向上した。

○未然防止、早期発見、早期対応の促進

- ・ いじめに対する認識が高まり、認知しいじめへの早期の適切な対応が促進された。
- ・ いじめがきっかけとなって不登校となっている児童生徒の現状において、いじめの解消ができていのかどうかを再確認するとともに、学校の対応が確実にできるよう指導することができた。

【域内市町村において改善された点】

○体制の整備、関係機関との連携強化

- ・組織を立ち上げ機能を明確化したことで、重大事態が生じたとき、公平で透明性の高い対応ができる体制が整った。
- ・学校や教育委員会だけで対応できない事案がおきた際に、専門家から迅速かつ適切な助言を受けることが出来るようになった。
- ・首長部局や関係機関との共通理解や連携強化が図られ、財政的な整備の充実も図られた。
- ・いじめ問題対応の意識が一層強化し、学校との連携も密となり、学校が問題を抱え込まなくなった。

○未然防止、早期発見、早期対応の促進

- ・いじめに関する客観的な情報収集への意識が高まり、早期対応と組織的な対応が行われるようになった。
- ・長期欠席児童・生徒について状況把握をより丁寧に確認するようになった。
- ・学校管理職等に対する重大事態想定事例を用いた検討会を実施し危機管理意識の向上を図った。
- ・保護者を含めた地域でのいじめ問題に対する関心が高まっている。

【学校において改善された点】

○体制の整備、関係機関との連携強化

- ・組織的、計画的になり、学校内での対応がスムーズになった。
- ・速やかに教育委員会や警察等の関係機関と連携して対処していく体制が整備・改善された。
- ・外部専門家の参画を得ることで、公平性、中立性を踏まえた対応が進み、問題の深刻化・複雑化を最小限に留（とど）めることができるようになった。

○未然防止、早期発見、早期対応の促進

- ・不登校を含む重大事態に対する意識も高まり、いじめの早期発見、早期対応、未然防止に努めることができた。
- ・保護者や外部への説明責任が高まったことから、記録を取ることや、情報の分散化を防ぎ事実関係を明確にするため一括して情報管理し、情報を共有するようになるなど、啓発のための情報提供や丁寧な対応が可能となった。

(2) 重大事態への対応における課題

【都道府県・指定都市の課題】

○重大事態の捉え方

- ・不登校児童生徒に対するいじめの疑いの有無の判断など、重大事態に関する学校現場の捉え方や認識等にばらつきが生じる可能性がある。
- ・学校が重大事態と判断して市教委に報告したもの以外に、重大事態として扱うケースがないかチェックする必要がある。
- ・重大事態の判断や保護者からの重大事態の申立てに対する扱いの判断が難しい。
- ・重大事態の対応事例の収集と情報の発信が必要である。

○具体的な調査方法、人員体制、関係機関との連携

- ・調査のための附属機関は設置しているが、実際に重大事態が発生した際の事実関係の具体的な調査方法、同時に複数発生した場合の対応、調査結果の公表方法、当該校への支援の在り方等について様々な場合のマニュアルやシミュレーションに工夫、改善が必要である。
- ・重大事態発生に備え関係機関等と連携をとりながら組織的に取り組む態勢を整えておく必要がある。
- ・外部委員の日程調整が難しいなど、重大事態発生の都度、速やかに対応するため人材や予算の確保が不十分である。
- ・私立学校の場合、県がどこまで踏み込めるのか分からない部分がある。
- ・再調査を行う判断基準等のガイドラインを国で示してほしい。

- ・重大事態に至るまでに迅速に対応できるよう、各市町村教育委員会及び県立学校に対して、県が一定情報を把握できるような仕組み作りや一層の取組を促す必要がある。

○情報の取扱い

- ・情報の公開と個人情報の保護（プライバシーの確保）について配慮する必要がある。
- ・重大事態にかかる調査結果の公表について、いじめを受けた児童生徒及び保護者が公表を望んでいない場合、どの程度公表するかについて課題が残る。

○保護者等との関係

- ・調査組織による調査の結果は、民事裁判等の証拠として扱われる可能性がある。しかし、調査組織による調査には限界があり、該当保護者等の過大な期待との間に大きな差が生じるおそれと考えられる。
- ・いじめを受けた児童生徒の保護者から、調査結果について事実と反しているとの申立てがあった場合の対応が難しい。

【域内市町村の課題】

○重大事態の捉え方

- ・不登校生徒に対するいじめの疑いの有無の判断など、いじめによる重大事態かどうかを判断するのが難しいケースがある。また、学校ごとの重大事態の捉え方に差がある。
- ・いじめ防止対策推進法についての教員の理解とスキルアップのための研修が必要である。

○具体的な調査方法、人員体制、関係機関との連携

- ・重大事態が発生したときの組織対応の在り方や、迅速かつ的確に事実関係を調査する方法、マスコミへの対応等に工夫が必要である。
- ・指導主事、カウンセラー等を配置していないあるいは不足しているため、重大事態発生時に学校に対して専門的な支援等ができないことなどが想定され、近隣からの応援体制が必要である。
- ・専門家(外部人員)の確保と予算の確保が課題である。
- ・調査委員会の委員の日程調整が困難である。
- ・調査組織等の整備に関して、条例化の手続が難航している。

○情報の取扱い

- ・調査の過程や結果について、いじめ事案に係る個人情報の保護に関し、情報提供の範囲や方法について検討する必要がある。
- ・小規模町村や学校は情報や噂（うわさ）が広がりやすく、当事者への風評被害、誹謗（ひぼう）中傷など対応に苦慮する可能性がある。

○保護者等との関係

- ・被害児童・生徒及びその保護者への適切な支援又は情報提供。一方的な被害者意識によって重大事態の対応を迫られないか、調査結果に対する保護者の理解が得られるか危惧がある。
- ・加害児童・生徒及びその保護者への対応が難しい。

【学校の課題】

○重大事態の捉え方・対応の差

- ・いじめ解消後も欠席が続き不登校となった場合などの重大事態の判断と対応の違いに苦慮している。
- ・重大事態がどこでも起こり得るという危機意識の継続、及び学校で捉えた事実に基づき、速やかに事態及び学校体制の改善を図ろうとする意識や連携を高めていく必要がある。

- ・校内研修，他校との情報交換を通して，支援や指導などの行動レベルの共有を図る必要がある。

○具体的な調査方法，人員体制，関係機関との連携

- ・いじめの関係児童生徒が複数校にまたがる場合や学校外の事案の対応などにおける事実関係の具体的な調査方法（内容，時期，対象等）や生徒，保護者，メディア等への対応のシミュレーション，マニュアルの整備が課題である。
- ・重大事態を引き起こした加害生徒への指導とその保護者への関わり方，被害生徒とその保護者へのサポート体制，傷ついた児童の心のケアを十分に行うに当たり，スクールカウンセラー派遣など様々な教育的指導を行う必要があるが，人的，時間的負担が心配である。
- ・教職員一人一人の資質能力の向上が必要である。
- ・教職員，児童生徒からの聴き取り等が実施されると，多忙化が進み，正常な教育活動が確保されない危惧があり，問題解決に当たる教職員の精神的，肉体的負担の軽減が必要である。
- ・訴訟を起こされた場合の懸念，法的な判断が求められるときの弁護士等の専門家の確保が求められる。
- ・事件となったときの警察との綿密な連携が必要である。

○情報の取扱い

- ・教育委員会等の関係機関や外部人材との連携，外部人材を活用した対応を進める際の情報管理の扱いが難しい。
- ・情報開示の仕方やプライバシーの保護など，重大事態に対する調査結果に対する，児童生徒，保護者の理解，納得を得ることへの困難性が増加している。

○保護者等との関係

- ・保護者との認識の差があり，学校の調査結果や判断とは異なる要求をしてくる保護者への対応に苦慮している。
- ・いじめられた本人が真実を語らない場合，明確な実態把握が困難となり，解決に時間を要する。
- ・後から申出があった場合の対応について，具体的なケースが想定しきれないので，対応に不安がある。
- ・保護者や子供の精神疾患の場合専門的な判断が必要な場合や，情緒・精神的に不安定な子供・保護者や家庭の価値観の偏りがある場合など，調査への協力，調査結果への説明が難しい場合がある。

○ネットトラブル

- ・ネット上のトラブル等，なかなか表面化しないいじめに対する認知の遅れや，情報機器を通じて個人情報の拡散が懸念され，その対応策が課題となっている。

5. その他

○人材の確保，予算措置，研修

- ・法に基づく外部人材の任用等に係る予算措置，各学校における教職員増等の人的，財政的措置への配慮が必要である。
- ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの配置拡充に係る予算措置や国庫負担額を大きくしてほしい。
- ・外部人材を現場の要請に応じて派遣できる体制を整備する必要がある。
- ・保護者が弁護士を立ててくる場合もあるため，対応する学校側も相談できる弁護士等法律の専門家の力を借りたいケースが増えてくるため人材を確保してほしい。
- ・いじめの問題に係る研修会の講師適任者のリストを作成し，都道府県に参考送付してほしい。
- ・教職員を含めた大人の人権感覚を高めていくことが必要である。
- ・重大事態の対応，再発防止については，実例に基づく研修等により備えをする必要がある。
- ・学校が管理すべき範囲を超えていじめの問題が広がった場合（例えば他校，スポーツ少年団，課外活動，塾等）への対応を考える必要がある。

- ・障害を有する子供に対する指導対応やいじめの判断基準に対して研修があると良い。
- ・法の施行により、各地方公共団体の長（ちょう）が附属機関等を設けて調査を行うことになったが、市町村の規模によっては構成メンバーに偏りがあり、適時適切な調査が実施できないことが懸念される。
- ・人材不足のため、県又は地域で統一した組織を作ることで対応することはできないのか。

○いじめの定義

- ・いじめの定義があいまいで人によってとらえ方が大きく異なる。人が「いじめ」と感じたら「いじめ」であるという被害者本人の主観中心の定義ではなく、客観的な定義が必要である。いじめかどうかの詳細な判定基準を国として示すべきである。また、児童生徒の成長段階の特性に配慮した定義にすべきではないかと考える。
- ・重大事態の判断について、基準を示してほしい。
- ・いじめの解決の評価指標として、「一定の解消の後も継続して支援中」を含む「改善率」で考えてほしい。
- ・いじめのアンケート調査に関する全国統一の様式を導入してほしい。

○保護者等との関係

- ・いじめについての解釈が学校と一部保護者の間でずれがあり、学校が被害・加害両者の板挟みになるケースがある。保護者等への啓発も必要である。
- ・問題事象が発生した場合、保護者が解決より先に当該法をあげて法的責任等を全面にもちだし、対応に苦慮する場面がある。
- ・被害者や加害者の人権を守るためにはどのような配慮が必要なのか知っておきたい。

○地域・社会での取組

- ・インターネット上で起こるいじめの問題について速やかに、かつ社会全体で関わることができるような資料、体制や財源確保が課題である。
- ・地域全体でいじめ問題に取り組む姿勢を強めていく必要がある。
- ・いじめに対する正しい理解と対応の在るべき姿を広く国民に啓発してほしい。（いわゆる「言ったもの勝ち」となる状況も生まれており、対応に苦慮している。）
- ・児童生徒が主体となり、学校や地域からいじめをなくそうという取組に対して、経費等の支援をお願いしたい。

○ネットトラブル

- ・SNS などのインターネットによるいじめ防止と個人情報保護の関連について、どの程度まで踏み込んで指導してよいのか判断の難しいところがある。
- ・スマホ等の普及により、いじめ問題が発見しにくく深刻化しやすい現状があることから、未成年者の使用を法的に制限する必要性も検討してよい時期ではないかと考える。

○児童生徒への指導との在り方

- ・大人の出番が多くなり「集団で解決する」という本来つけなければいけない力の育成がおろそかにならないようにしたい。今後一層特別活動の充実が必要となると感じる。
- ・外国籍の児童が増えている現状から、国籍や宗教の違いから差別やいじめが起こらないよう、人権教育や国際理解教育を充実させていく必要がある。
- ・日常の教育活動を充実させることが問題行動等の未然防止につながっていく。
- ・平成 22 年頃からの文部科学省の施策（「生徒指導提要」の発行など）では、特に開発的な生徒指導について、総合的かつ体系的に研究や取組が進む期待があったが、ここ数年のいじめ問題への対応により、その動きが止まったように感じる。いじめ問題への対応が喫緊かつ最優先であることは理解できるが、生徒指導の本質が諸問題の未然防止や発見・対応にあるわけではないこと改めて周知してほしい。
- ・いじめの未然防止等に向けて、道徳教育を充実させた上で、ピアサポートやソーシャルスキルトレーニング等

により対人関係能力の向上を図ることが重要だと思う。また、体験活動、家庭教育も重要である。

- ・学校として慎重かつ丁寧な判断や対応は必要であるが、過剰な対応に振り回されないようにすることが必要である。

○メディアの在り方

- ・重大事態が発生してしまったときの、マスコミ全般の報道姿勢に対し、児童・生徒に不必要な動揺を与えない配慮等が確立されることを要望する。
- ・ふざけやからかいで笑いを取る番組やゲーム等、児童生徒に影響を与えるメディアの増加が見られることから、メディアの在り方についても検討をお願いしたい。

○要望

- ・重大事態が発生した後の具体的な対応について、事例（好例や悪例問わず）紹介がほしい。また、先進的な取組をしている学校の情報を提供して欲しい。
- ・必置すべきものは早急に対応したが、努力義務であるものは、時間をかけて検討すべきことがあるため、早急に対応するよう求めることは控えていただきたい。
- ・行政が実態把握のため調査を行う際には、過度な負担とならないよう配慮すべきである。
- ・現場で手に余るような事例が出た場合、公立、私立に関わらず、最終的に相談できるような組織があるとよい。